

フクシマ社会保険労務士事務所 事務所たより

「毎月勤労統計」不適切調査で過少給付延べ 1,973 万人、567 億円

◆昨年 12 月に発覚、2004 年から

厚生労働省の「毎月勤労統計」の調査手法が誤っていたことが失業給付などの過小給付につながったとして、大きな問題になっています。

毎月勤労統計は、従業員の給与の変化などを把握する目的で実施されています。調査対象は、全国の従業員 5 人以上の事業所。5～499 人の事業所は無作為に抽出し、500 人以上の事業所はすべてで、合わせて約 3 万 3,000 事業所となります。

厚生労働省は、調査を都道府県を通じて実施していますが、15 年前の 2004 年から、東京都内の従業員 500 人以上の事業所については 3 分の 1 程度しか調査していませんでした。その理由や調査した事業所の選び方は明らかにされていません。

問題が発覚したきっかけは、昨年 12 月、厚生労働省の担当職員が総務省の統計委員会の打合せで「東京以外の地域でも従業員 500 人以上の事業所について抽出調査を実施したい」と発言したことだとされています。これにより重大なルール違反だとの声が上がリ、問題が表面化しました。

◆雇用保険や労災保険で過小給付

規模の大きな事業所は給付水準が高い傾向にあります。このため、多くの事業所を調査していなかったことで、統計の平均給与額が本来よりも低く算出されました。この統計結果が雇用保険や労災保険を給付する際の算定根拠になっていることから、給付水準が押し下げられてしまいました。担当職員らは不適切な調査と認識しながら、組織全体で情報を共有していませんでした。

過少給付の対象者は延べ 1,973 人で、総額は 537.5 億円に上ります。政府は、過少給付のあったすべての対象者に不足分の追加給付を行います。

厚生労働省によると、過少給付で最も多かったのは、失業などの雇用保険で、延べ約 1,900 万人に計約 280 億円。休業補償などの労災保険でも延べ約 72 万人に



計約 241.5 億円となりました。ほかに、船員保険で約 1 万人に計約 16 億円の過少支給がありました。追加給付の 1 人当たりの平均額は、雇用保険で約 1,400 円で、労災保険の年金給付では約 9 万円に上ります。

国庫負担分の積み増しのため、政府は平成 31 年度予算案の閣議決定をやり直します。

根本厚生労働大臣は記者会見し、「極めて遺憾であり、国民の皆様にご迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げる」と謝罪。国の統計制度を所管する石田真敏総務相は会見で「再発防止に向け、具体策を検討するよう事務方に指示した」と述べました。

中小企業の半数が「継続雇用 65 歳超義務化」に反対～日商・東商調査

◆中小企業の「リアル」を調査

日本・東京商工会議所は、「働き方改革関連法への準備状況等に関する調査」と併せ、「高齢者雇用の拡大に関する調査」の結果を公表しています(調査対象: 全国の中小企業 2,881 社、調査期間: 2018 年 10 月 22 日～12 月 3 日) 2019 年 1 月 9 日、日本・東京商工会議所は昨年 10～12 月に中小企業 2,881 社(従業員規模 300 人未満の企業が約 9 割)。

その概要をご紹介します。

◆高齢者雇用安定法の対応状況は？

現行の対応状況は、「希望者対象の継続雇用制度導入」が 72.7%、「65 歳までの定年制導入」が 19.2%、「定年制の廃止」が 5.1%でした。

定年前・後における給与水準の変化について、「職務内容と責任の水準が変わるため給与水準を下けている」が 53.9%に上る一方、「職務内容と責任の程度は同程度だが給与水準を下けている」が 16.3%で、こうした企業は今後、同一労働同一賃金に向け対応が必要です。

給与水準を下けている企業の定年後の給与水準は、「定年前の 7～8 割程度」が 57.3%、「定年前の 5～6 割」が 24.0%で、「5 割未満」は 3.0%でした。

◆7 割超が 65 歳超を雇用する一方、半数が「義務化」に反対

65 歳超を雇用する企業の割合は 73.7%で、2016 年調査結果より 2.6%増えました。

「65 歳超への義務化」には、「影響はない」が 44.0%だった一方、「雇用しているが義務化には反対」29.7%、「65 歳までは雇用できるがそれ以上の対応は難しい」20.8%で、義務化に反対する割合が 50.5%でした。しかしながら、2016 年調査結果の 57.2%に比べて下がっており、中小企業において高齢者雇用が進んでいる実態がうかがえます。

義務化された場合の対応については、「不明」が 28.5%ながら、「定年は 60 歳のまま、希望者を 65 歳超まで再雇用する」32.4%、「65 歳を定年とし、希望者を 65 歳超まで再雇用する」26.0%で、定年引上げも視野に入れている企業が一定数あります。

2 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

1 日

- 贈与税の申告受付開始< 3 月 15 日まで> [税務署]

12 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出< 前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出< 前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

18 日

- 所得税の確定申告受付開始< 3 月 15 日まで> [税務署]
※なお、還付申告については 2 月 15 日以前でも受付可能。

28 日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)< 雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付< 第 4 期> [郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

～当事務所よりひと言～

今回の「毎月勤労統計」における調査手法の誤りや、先ごろの政府機関等における障害者雇用率のお手盛り問題など、本来適正でなければならない政府行政機関の失態が続いています。これらは氷山の一角かもしれず、ますます国民の目で厳しくチェックしていく必要がありそうです。

これからが一年で一番寒い季節です。皆様インフルエンザにはくれぐれもご用心ください。